

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月15日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票を可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：5 国名：カンボジア 担当：カンボジア事務所  
案件名：建設の品質管理強化プロジェクトフォローアップ協力（材料試験/施工管理）

1 今回契約予定のコンサルタント

材料試験/施工管理 4号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月中旬から2013年12月上旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次派遣	第2次派遣	整理期間	M / M
材料試験/施工管理	1	21	21	1	1.50

（国内：0.10M/M、現地：1.40M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写4部

見積書：正1部写1部

提出期限：5月29日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：材料試験/施工管理	
（ア）類似業務の経験	40
（イ）対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
（ウ）語学力	16
（エ）その他 学位、資格等	16

（計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：カンボジア/全途上国

類似業務：道路分野における材料試験及び施工管理に係る各種業務

6 条件

補強認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

カンボジア国公共事業運輸省（MPWT）は持続可能かつ効率的な社会経済開発および貧困削減のために、これまでドナーおよび自国の資金を用いて道路や橋梁等の運輸交通インフラ整備・改修に取り組んできた。各国ドナー支援による道路整備は、施工監理のためのコンサルタントや請負事業者らによる品質管理がなされている。一方、自国予算による道路・橋梁の建設や維持管理においては、MPWT内の道路インフラ部（RID）、重機センター（HEC）、州レベルの公共事業局（DPWT）が直営で実施しており、建設資材の規格確認や施工方法の確認等による品質管理が徹底されていないのが実情であった。

かかる状況からカンボジア政府は日本政府に対し、道路・橋梁建設における品質管理・保証（QC/QA）システムの構築を行う技術協力プロジェクトを要請した。これを受けて日本政府は、建設の品質管理のための抜本的な体制強化を行うことを目的に「建設の品質管理強化プロジェクト」を2009年5月より2012年10月までの3年6か月にわたり実施した。同プロジェクトでは2名の長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整）、専門家のチーム派遣（9名）を実施し、建設の品質管理に係るStandard Guideline及びRegulation（第1版）（SG/RG）の作成や講師育成研修を行った。さらに、実際にSG/RGを用いたパイロット工事（2011年度2件、2012年度3件）を行い、直営工事の品質管理システムを導入した結果、品質の改善（工事実施に先立つ設計面での改善、工事実施のための施工計画書の作成、施工監理面での強化）への貢献が確認された。

プロジェクト終了後はMPWTが品質管理に関する研修を継続するとともに、プロジェクト期間中は計5件、3州を対象にパイロット工事で行ったSG/RGの試行導入を全24州に拡大させ、本省及び州政府職員の品質管理に関する能力強化を目指している。効率的・効果的な公共投資という観点から建設の品質管理向上に対するMPWT及び経済財政省の意識が高まったことを受け、現在、2013年のパイロット工事の実施についてカンボジア政府内での予算折衝が済み、全24州での実施に向けて現場の詳細調査・測量・設計、施工計画作成に着手し始めている。SG/RGについては既に研修を通じて地方州政府職員に説明済みであるが座学のみであるため、パイロット工事の実施にあたっては、MPWT本省からの技術的支援・助言が不可欠である。MPWTはプロジェクトを通じて醸成された知識とチームワークを維持するために

プロジェクトのC/Pを主要メンバーとする品質管理チームを設置して各州への技術的支援・助言を行う予定である。

しかしながらSG/RGの試行導入を全州に急拡大するにあたり、技術的支援・助言を行うMPWT本省の人員体制、対応能力を補い、試行導入をより円滑に行うための支援についてカンボジア政府よりフォローアップ協力の要請が提出された。

この要請を受け、JICAは、(1)MPWTが全24州で実施するSG/RGの試行導入が円滑に実施されること、(2)SG/RGを適用して整備した道路の品質が向上すること、(3)MPWT及びDPWT職員のSG/RGの適用にかかる技術力が向上すること、(4)全24州での試行導入の結果を踏まえてSG/RGの改訂が検討されること、を側面支援するとともに、建設の品質管理強化プロジェクトの成果を改めて確認し、成果の拡大・持続に必要な提言を行うことを目的としてフォローアップ協力を実施する。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、2012年10月に終了した建設の品質管理強化プロジェクトのフォローアップ協力として、他の団員と協力して担当分野にかかる以下の業務を行う。また、本コンサルタントは別途派遣される業務実施単独型コンサルタント「工事契約/品質検査」が行う業務の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### [ 材料試験/施工管理 ]

#### (1) 国内準備期間（6月中旬）

ア 実施済みの建設品質管理強化プロジェクトの事業内容をレビューする。

イ 業務計画書（和文）を作成しJICA経済基盤開発部へ提出する。

#### (2) 第1次現地派遣期間（6月中旬～7月上旬）

ア 現地業務開始時にJICAカンボジア事務所及びMPWTに業務計画書（英文）を提出し、業務計画の確認を行う。

イ SG/RG適用プロジェクトに対する着手時の支援を行う。

(ア) 材料試験、設計に対するアドバイスを行う。

(イ) 道路建設に必要な材料選定の助言を行う。

ウ SG/RG適用プロジェクトに対する施工時の支援を行う。

(ア) 施工者（DPWT）への品質管理に関する助言を行う。

(イ) 施工監理者（RID/公共事業研究センター（PWRC））に対する監理上の助言を行う。

(ウ) 品質管理にかかる記録書類作成に関する助言を行う。

#### (3) 第2次現地派遣期間（10月下旬～11月中旬）

ア SG/RG適用プロジェクトに対する施工時の支援（第1次派遣から継続）

(ア) 施工者（DPWT）への品質管理に関する助言を行う。

(イ) 施工監理者（RID/公共事業研究センター（PWRC））に対する監理上の助言を行う。

(ウ) 品質管理にかかる記録書類作成に関する助言を行う。

イ SG/RGの試行導入結果を踏まえ、SG/RGの改訂の検討への助言を行う。

ウ 建設の品質管理強化プロジェクトの持続的な成果発現のための支援を行う。

(ア) 2012年までの技術協力プロジェクトの支援のもとパイロット工事で整備した区間の現況について、「工事契約/品質検査」団員と協力・役割分担してMPWTとともにモニタリング、SG/RG適用外の他区間との比較等を行い、SG/RG適用の効果を確認する。

(イ) 2012年までの技術協力プロジェクトの支援のもと実施した「分散性土の道路工事への適用検討」の試験工事の現状をMPWTとともに確認し評価を行う。

エ 現地業務完了に際し、MPWT及びJICAカンボジア事務所に対し業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）（担当部分）を作成、提出し、現地業務結果の説明を行う。

#### (4) 帰国後整理期間（11月下旬）

ア 現地業務結果報告書（英文）（担当部分）をJICA経済基盤開発部に提出する。

## 9 成果品等

#### (1) 業務計画書（担当部分）（第一次現地派遣時）

和文 1部（JICA経済基盤開発部へ1部）

英文 2部（JICAカンボジア事務所、C/P機関へ各1部）

#### (2) 現地業務結果報告書（担当部分）

英文 3部（JICAカンボジア事務所、JICA経済基盤開発部、C/P機関へ各1部）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

## 10 特記事項

#### (1) 業務実施上の留意点

・航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_201301.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html)

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：本邦からプノンペン往復

- ・カンボジア国内の業務用車輛の手配はJICAにて別途手配するため、見積は不要です。（ただし車輛は業務時間以外は自己負担）
- ・カンボジア側のパイロット工事の進捗に応じ、派遣時期・期間の変更について総M/M・渡航回数を変更しない範囲で相談・調整させて頂く可能性があります。

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA図書館Webにて閲覧できます。

<http://libopac.jica.go.jp/>

- ・カンボジア国 建設の品質管理強化プロジェクト事業完了報告書（2012年10月）
- ・カンボジア国 建設の品質管理強化プロジェクト終了時調査報告書（2012年9月）
- ・カンボジア国 建設の品質管理強化プロジェクト中間レビュー報告書（2012年2月）
- ・カンボジア国 建設の品質管理強化プロジェクト事前評価・実施協議調査報告書（2009年10月）

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

特になし。